

- c 高齢者の生きがいと健康づくり活動及び高齢者を対象として民間事業者が行う各種のサービス、事業に関する情報収集、提供及び調査・研究
- d 市町村及び関係団体・機関が行う同様の事業への協力・支援
- e その他、本事業として適当と認められる事業

(イ) 高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業

① 実施方法

高齢者の社会参加を促進するために高齢者を対象とした各種講習等を実施し、高齢者の中から指導者を育成する。

② 対象者

おおむね60歳以上の高齢者を対象とする。

③ 事業内容

- a 高齢者教養講座等事業（高齢者の生きがい・健康づくりに関するもの、いわゆる老人大学校運営事業）の実施
- b 高齢者の社会参加を積極的に促進することを目的とした指導的高齢者の養成・研修
- c その他、本事業として適当と認められる事業

(ウ) 仲間づくり支援事業

① 実施方法

仲間づくり支援相談員を配置し、高齢者サークルの立ち上げ、高齢者サークルへの入会、募集を支援する。

② 対象者

概ね60歳以上の者を対象とする。

③ 職員の配置

本事業を実施するために、仲間づくり支援相談員を2人以内配置するものとする。

④ 仲間づくり支援相談員の業務

仲間づくり支援相談員は、高齢者の仲間づくりを支援するために、高齢者サークル等の動向や高齢者のニーズを把握し、下記の事業を行うこととする。

- a 高齢者サークルの結成支援
- b 高齢者サークル活動に関する情報の収集及び提供

- c 高齢者サークルでの活動を希望する高齢者の相談・登録及び高齢者サークルへの紹介
- d 会員を募集している高齢者サークルからの相談・登録及び高齢者の紹介
- e その他、本事業として適当と認められる事業。

## (2) 寝たきり予防対策事業（寝たきり予防対策普及啓発事業）

### ア 事業の趣旨

高齢者の寝たきり状態を予防するための保健事業をはじめとする各種施策をより効果的に展開するために、関係部局及び市町村並びに関係団体等との連携を図り、地域の高齢者やその家族等に対して「寝たきりは予防できる」ことについて積極的な普及啓発活動等を行うことにより、寝たきり予防対策の一層の推進を図るものである。

### イ 事業内容

- (ア) 都道府県内の実績を十分把握した上で、寝たきり予防対策に向けた今後の推進方策について企画、立案及び事業の実施効果について分析等を行う。
- (イ) 市町村、保健所等に対し寝たきり予防対策の推進に必要な指導、助言を行い、効果的、効率的な事業実施に向けての支援を行う。
- (ウ) 住民に対し寝たきり予防推進のための広報紙、パンフレット、ポスター、ビデオその他広報媒体等を通じ、寝たきり予防推進対策の普及・啓発を行うとともに、保健事業の重要性に対する住民の意識の高揚を図る。
- (エ) 寝たきり予防推進対策のための住民大会、講演会等各種行事を通じ、寝たきり予防推進対策の普及・啓発を行うとともに、保健事業の重要性に対する住民の意識の高揚を図る。
- (オ) その他地域の実情に合わせて、寝たきり予防対策の推進のために必要な普及・啓発事業等を実施する。

### ウ 寝たきり予防推進本部の設置

- (ア) 都道府県は、衛生主管部（局）長、民生主管部（局）長、市町村長、保健所長、福祉事務所長、教育委員会、医師会・看護協会、地域住民組織、老人クラブ等のそれぞれの代表者、保健婦（士）、報道関係者及びその他事業の推進に必要と認められる者を構成員とする「寝たきり予防推進本部」を設置

し、本事業の効果的、効率的な推進を図るものとする。

(イ) 寝たきり予防推進本部は、本事業の推進を図るため、会議（以下「推進会議」という。）を開催し、積極的な運営を行うものとする。

(ウ) 推進会議は、年4回程度開催するものとする。

## エ 留意事項

本事業の実施に当たっては次の事項に留意し事業を実施するものとする。

(ア) 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、効果的な事業の推進を図る。

(イ) 地域の住民組織及び老人クラブ並びに保健・福祉・医療の関係団体等を通じ、施策の充実を図る。

## 3. 老人クラブ活動等事業

本事業は、別添「老人クラブ活動等事業運営要綱」（以下、「要綱」という。）に添って事業を行う老人クラブ、市町村老人クラブ連合会及び都道府県・指定都市老人クラブ連合会に対し要綱第3の（1）にあっては市町村が同（2）にあっては都道府県・指定都市が同（3）にあっては市町村または都道府県・指定都市が助成を行う事業とする。

(別添)

### 老人クラブ活動等事業運営要綱（介護予防・生活支援事業）

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、個々の「老人クラブ」を基礎組織として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとに「市町村老人クラブ連合会」（以下、「市町村老連」という。）、都道府県・指定都市ごとに「都道府県・指定都市老人クラブ連合会」（以下、「都道府県・指定都市老連」という。）、さらに中央に「全国老人クラブ連合会」を組織して、高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業を推進しており、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与するものとして、その活動・事業の育成を図ってきたところである。

今般の介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動及び役割が今後ますます期待されているところである。

このため、今後の老人クラブ活動等事業については、次によりその実施及び推進をはかることとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営に十分配意されたい。

#### 第1 組織について

##### （1）老人クラブ

###### ア 会員

（ア）年齢は60歳以上とする。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を妨げないものとする。

（イ）クラブ活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者とする。

ただし、当該小地域を越える区域における活動形態別の組織化を妨げないものとする。

###### イ 会員の規模

おおむね50人以上とする。

ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

###### ウ 役員

会員の互選による代表者1人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。

## (2) 市町村老連

### ア 組織の構成

市町村の地域を範囲として、当該地域内の老人クラブによって組織するものとする。

#### イ 役員

代表者としての会長及びこれを補佐する副会長その他必要な役員を置くものとする。

なお、役員の選考に当たっては、年齢、男女別を問わず、適任者の専任に努めなければならない。

また、役員のほかに、適任者による活動別リーダーを置くものとする。

#### ウ 組織の運営

事務局については自主的に設置運営するよう努めるものとする。

また、目的を達成するために必要に応じて、委員会を設置するものとする。

## (3) 都道府県・指定都市老連

### ア 組織の構成

都道府県・指定都市の地域を範囲として、当該地域内の市町村老連、老人クラブによって組織するものとする。

#### イ 役員及び組織の運営

(2) のイ及びウに準じるものとする。

## 第2 実施主体について

第3の(1)の事業は市町村老連、同(2)の事業は都道府県・指定都市老連、同(3)の事業は市町村老連または都道府県・指定都市老連とする。

## 第3 事業について

### (1) 老人クラブ等事業

老人クラブにおける、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動、並びに、市町村老連

における、老人クラブ及び都道府県・指定都市老連と連携した、調査研究、啓発広報活動、生きがいと健康づくりに資する事業、催物、研修などの各種事業

(2) 老人クラブ等活動推進事業

都道府県・指定都市老連における、老人クラブ等活動推進員の設置、高齢者の社会参加を促進するための企画立案、その他生きがいと健康づくりに資する各種事業

(3) その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに社会参加の促進を目的とする等、老人クラブが行う事業として適當と認められる事業

#### 第4 その他

収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。